

新生児聴覚検査に係る公費負担制度の考え方について

聴覚障害は、早期発見と適切な治療・支援が行われることで、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育が重要であるといわれており、厚生労働省は区市町村による一定の公費負担を行うよう求めている。

新生児聴覚検査の公費負担のあり方に関しては、都・区・市・町村・医師会の協議により、平成31年度実施に向け、検討が進められている。現段階での公費負担制度の考え方について報告する。

1 目的

聴覚検査に係る費用について一定の公費負担を行い、全ての新生児が出生後早期に聴覚検査を受けられ、医療機関と各自治体が連携して、検査で異常のあった児を早期に把握し、適切な療育につなげる。

2 対象

平成31年4月1日以降に出生し、区内に居住する児

3 内容

都内では居住する区市町村外の医療機関での出産が多いことから、妊婦健康診査と同様に都内共通の受診券により、都内の医療機関で検査が受けられる仕組みとし、検査費用に一定の公費負担を行う。

検査で異常が認められた場合は、医療機関から区市町村に情報提供後、区市町村が精密検査受診票を発行する。区市町村は受診結果を把握し、必要に応じて経過確認や支援を行う。

4 今後のスケジュール(予定)

平成31年2月 出産予定日が平成31年4月以降の妊婦に向けて周知開始
4月 事業開始

【参考】

新生児聴覚検査フロー

